

今治市奨学生資格基準

資格者は次の各号に掲げる要件を備える者とする。

1 人物

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生・生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

2 健康

修学に十分耐え得ると認められること。

3 学力

勉学に意欲があり、進学先の学業を確実に修了できる見込みがあること。

(1) 高等学校又は高等専門学校を希望する者

第1学年から第3学年の第1学期までの履修教科の評定平均値が3.0以上であること。(弾力的運用も可)

(2) 大学(短期大学等を含む)又は専修学校(専門課程)を希望する者

第1学年から第3学年の第1学期までの履修教科の評定平均値が3.5以上であること。(弾力的運用も可)

なお、履修教科(科目)の評定は5、4、3、2、1の5段階法によること。

4 家計

応募者の両親(両親以外の者がその世帯の主たる家計支持者である場合は、両親とその者)の令和6年中の審査所得額の合計が189,400円以下であり、修学困難な経済状態にあると認められること。

審査所得額とは、課税標準額に100分の6を乗じた額から市町村民税調整控除額(政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、市町村民税調整控除額に4分の3を乗じた額とする。)及び別表の特別控除額を差し引いた額(100円未満の端数切り捨て。)とする。ただし、その額が0円を下回る場合には、0円にする。

(別表)

| 控除の種類 | 特別控除額 |
|--------|------------------|
| 多子控除 | 2人を超えるもの1人につき4万円 |
| ひとり親控除 | 4万円 |